

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への見解

静岡県6区 日本共産党 佐藤龍彦

1. 「情報・コミュニケーション法(仮称)」について

今年1月に批准された障害者権利条約、改正障害者基本法に基づき、その具体化にとって必要不可欠。すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための「情報・コミュニケーション法」の制定は当然です。

法制化検討会の設置と、検討会において当事者比率を高めることが必要です。

2. 「手話言語法(仮称)」の制定について

手話は言語の1つであり、手話の獲得を保障し、自由に使える環境を整えることは重要です。「手話言語法」を早期に制定すべきです。

また医療、労働、教育などの分野においても、制度の見直し、充実すべき課題があり、国において省庁横断的検討会が内閣府内に設置されるべきと考えます。

3. 聴覚障害者認定の基準について

聴覚障害者の手帳取得のための認定基準はあまりにも厳しすぎ、WHO基準並みに、幅広く認定できるようにすべきです。

聴覚障害の認定制度を国際的基準に見合うものに改善することは国の責務との考えです。

4. 手話通訳者の身分保障について

手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は、一刻も早くすすめるべきです。手話通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が正規職員として、直接雇用することに賛成です。職員定数の中に、配置される専門職として位置付けることが検討されるべきです。

5. 手話通訳制度における資格について

手話通訳士を国家資格へ格上げし、それに見合った待遇改善をおこなうべきです。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

障害者権利条約が批准されたもとの、条約の水準であらゆる施策の見直しが必要となっています。「障害者雇用促進法」は、求人や採用などを、障害を理由に不当な差別的扱いをしてはならないとしており、それに沿い、障害者の適切な方法をとることが明記され、義務化されるべきです。

7. その他

障害者のコミュニケーション手段の自己選択・決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」の制定、「手話言語法」の制定を求めます。

アクセシブルな情報通信技術(ITC)の調達を政府に義務付けるとともに、「新技術」開発段階時から障害者の参加保障を求めます。

参政権を保障するため、手話や字幕をすべての政見放送に義務付けます。